

別紙 「JTB宿泊施設向け予約決済サービス加盟店規約」新旧対照表

1. 規約第1条（規約の適用）第5項から第7項を以下のように追加いたします。

規約	追加後
なし	<u>5. 加盟店は、本規約等をはじめ、最新の割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、犯罪収益移転防止法、個人情報保護法、知的財産権の保護に関わる各種法令等の諸法令、当局の通達類及び指導類、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称変更やバージョンアップされた場合も含む)、並びに加盟店が本サービスを利用する際に加盟店に適用されるカード会社等が定める加盟店規約（特約及び提携する国際ブランドが定めるルール等を含む）を遵守しなければなりません。</u> <u>6. 加盟店は、加盟店契約申込の際に表明・保証した以下の事項に関し、本サービス利用期間中及び将来にわたってもこれらの行為をせず、かつ処分・敗訴判決を受けないことを、表明・保証します。</u> <u>(1)特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、及び直近5年間に同法による処分を受けたことがないこと</u> <u>(2)消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、及び直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと</u> <u>7. 加盟店は、本サービスにおいて、以下に定める商品等を取り扱ってはなりません。</u> <u>(1)当社及びカード会社等が公序良俗に反すると判断するもの</u> <u>(2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの</u> <u>(3)第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの</u> <u>(4)金銀などの地金類、商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品並びに当社及びカード会社等が別途指定したもの</u>

規約	追加後
	<u>(5)加盟店又は第三者の売掛金の決済・回収のために行う決済</u> <u>(6)加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、又は第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該利用者と直接取引したように装う取引</u> <u>(7)カード会社等の規則等により取扱いが禁止されるもの</u> <u>(8)上記のほか、加盟店が本サービスで取り扱う商品等として、当社が不適当と判断したもの</u>

2. 規約第3条（用語の定義）(4)を以下のように変更します。

規約	変更後
当社から本サービスの提供を受けるための当社との契約	当社から本サービスの提供を受けるための当社と <u>加盟店間</u> の契約

3. 規約第13条（取消料）第6項を以下のように変更します。

規約	変更後
当社が利用者から収受し加盟店に支払う取消料は、第16条（手数料等）に定める手数料等及びこれにかかる消費税等と相殺するものとします。	当社が利用者から収受し加盟店に支払う取消料は、第16条（手数料等）に定める手数料等及びこれにかかる消費税 <u>及び地方消費税（以下、「消費税」といいます）</u> 等と相殺するものとします。

4. 規約第15条（契約手数料）第1項及び第2項を以下のように変更します。

規約	変更後
加盟店は、本契約の締結にあたり、契約にかかわる諸手数料として、1施設あたり30,000円（消費税別）を当社に事前に支払うものとします。ただし、代表者の変更による契約更改の場合は、契約にかかわる諸手数料は無料とします。 2. 当社は、本契約が終了又は解除となった場合も、契約にかかわる諸手数料は加盟店に返還しないものとします。	加盟店は、<u>加盟店契約</u>の締結にあたり、契約にかかわる諸手数料として、1施設あたり30,000円（消費税別）を当社に事前に支払うものとします。ただし、代表者の変更による契約更改の場合は、契約にかかわる諸手数料は無料とします。 2. 当社は、<u>加盟店契約</u>が終了又は解除となった場合も、契約にかかわる諸手数料は加盟店に返還しないものとします。

5. 規約第16条（手数料等）第4項を以下のように変更します。

規約	変更後
当社の都合により、本条第1項に定める料金を、事前に加盟店へ通知の上一時的に減額することがあります。	当社の都合により、本条第1項に定める料金を、事前に加盟店へ通知の上 <u>変更</u> することがあります。

6. 規約第17条（手数料等の精算方法）第12項を以下のように変更します。

規約	変更後
当社は、当社が裁判所その他官公署所からの命令を受けた場合、あるいは、法令又は法的根拠がある場合、本契約が解除される場合、及びその他加盟店と協議し当社が必要と合理的に判断した場合に、当社は精算金額が確定するまでの相当期間支払を停止することがあります。	当社は、当社が裁判所その他官公署所からの命令を受けた場合、あるいは、法令又は法的根拠がある場合、 <u>加盟店契約</u> が解除される場合、及びその他加盟店と協議し当社が必要と合理的に判断した場合に、当社は精算金額が確定するまでの相当期間支払を停止することがあります。

7. 規約第18条（第三者への委託）第1項及び第2項を以下のように変更します。

規約	変更後
加盟店は事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとします。 2. 事前に当社が書面により承諾したか否かを問わず、加盟店の委託先の行為は、本契約の適用上、加盟店の行為とみなされるものとします。また、当社の委託先の行為は、本契約の適用上、当社の行為とみなされるものとします。	加盟店は事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、 <u>加盟店契約</u> に基づく業務を第三者に委託してはならないものとします。 2. 事前に当社が書面により承諾したか否かを問わず、加盟店の委託先の行為は、 <u>加盟店契約</u> の適用上、加盟店の行為とみなされるものとします。また、当社の委託先の行為は、 <u>加盟店契約</u> の適用上、当社の行為とみなされるものとします。

8. 規約第30条（契約解除）第2項（3）及び第3項を以下のように変更します。

規約	変更後
(3)手形又は小切手が不渡りになった場合。 3. 加盟店は、前項により加盟店契約の全部又は一部が解除された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。	(3)手形又は小切手が不渡りになった場合、 <u>又は電子記録債権が支払停止若しくは支払不能となった場合</u> 。 3. 加盟店は、前項により加盟店契約の全部又は一部が解除された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。 <u>なお、当社が加盟店契約の全部又は一部を解除したか否かにかかわらず、加盟店の行為により当社に損害が生じたとき</u>

規約	変更後
	は、加盟店は当該損害を賠償する責任を負うものとし、この義務は加盟店契約の解除後も存続するものとします。

9. 規約第35条（合意管轄）を以下のように変更します。

規約	変更後
本契約に関し、当社と加盟店間に紛争（裁判所の調停手続きを含む）が生じた場合は、訴額により、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	本 <u>加盟店契約</u> に関し、当社と加盟店間に紛争（裁判所の調停手続きを含む）が生じた場合は、訴額により、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上